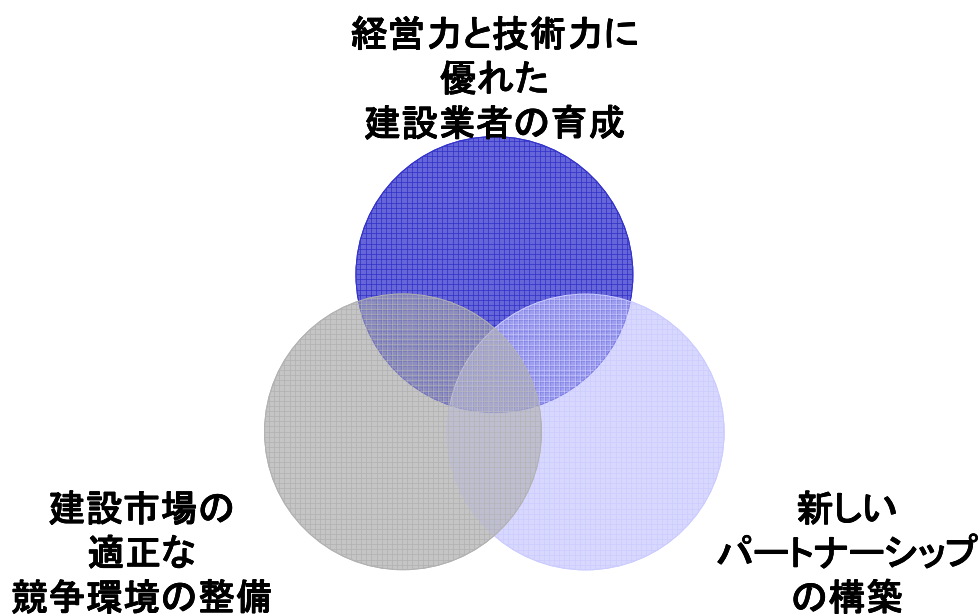


# 工事の円滑化・適正化に向けた 取り組みについて



## 新しいパートナーシップの構築

取組8 公共工事における3者連携システムの構築

平成21年12月  
宮城県土木部



## 議題（１）

### 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

～工事の品質確保及び円滑化・適正化に向けた取り組みについて～

#### 目 次

- 1 工事の品質確保及び円滑化・適正化に向けた取り組みについて  
．．．P 1
- 2 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）【概要版】  
．．．P 2
- 3 工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）  
．．．P 4
- 4 宮城県土木部発注建設工事における三者会議の試行要領【参考】  
．．．P19
- 5 現場代理人・監督員システムの運用について【参考】  
．．．P22



# 工事の品質確保及び円滑化・適正化に向けた取組について

発注時(発注者)

## ①発注設計書等の確認照査

設計書審査要領に基づく設計書の審査及び、工事内容に関する「条件明示(特記仕様書)」のチェック

契約後(請負者)

## 設計図書の照査

工事請負契約書18条及び共通仕様書1-1-3に基づく照査(請負者)

着手前・施工中

- ①発注者
- ②請負者
- ③設計者

## ②三者会議(H21試行)

参考資料1

品質の確保のため、①発注者・②施工者・③設計コンサルタントの3者による設計図書と現場の整合性の確認・設計意図の伝達等を実施

発注者

## ③現場代理人監督員支援システム

請負者

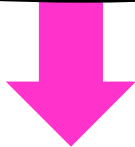
参考資料2

設計変更(発注者・請負者)

## ④工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)

資料1

発注者・請負者の責任所在の明確化及び契約内容の透明性を向上し、設計変更の円滑化・適正化を図る。



# 工事請負契約における設計変更ガイドライン (案) 概要版

## 1 目 的

契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と請負者が相互に設計変更の正しいルールを理解しておくことで設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的としています。

## 2 設計変更の基本事項

### (1) 設計変更の対象事項

- ◇ 条件変更に伴う設計変更（工事請負契約書第 18 条に該当）
- ◇ 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更（工事請負契約書第 19 条に該当）
- ◇ 請負者の責によらない事由による工事の一時中止（工事請負契約書第 20 条に該当）

### (2) 設計変更の留意事項

#### 【発注者】

- ◇ 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う（契約書第 1 条第 5 項）。
- ◇ 請負人から設計図書についての確認の請求があった場合は、請負人の立会いの上、調査を行う（契約書第 18 条第 2 項）。
- ◇ 設計変更後の請負金額や工期は、請負人と協議の上、決定する（契約書第 23 条、第 24 条）。

#### 【請負者】

- ◇ 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する（契約書第 18 条第 1 項）。
- ◇ 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。

#### 【設計変更ができない場合】

- ◇ 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ◇ 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ◇ 工事請負契約書・共通仕様書（土木工事編 I 及び II）に定められている所定の手続きを経していない場合（契約書第 18 条～24 条、共通仕様書 1-1-13～1-1-15）
- ◇ 正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合

### (3) 設計変更の手続き

- ◇ 請負者が工事請負契約書第 18 条第 1 項に該当する事実を発見した場合は、本文記載のフロー図に基づき手続き行なう。

### 3 設計変更となる具体的な事例

対象事項	具体例
設計図書に誤謬又は脱漏がある (工事請負契約書第18条)	○ 工事施工の制約条件である土質に関する条件明示がない。 ○ 工事施工の制約条件である交通整理員についての条件明示がない。
設計図書の表示が明確でない (工事請負契約書第18条)	○ 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。 ○ 使用する材料の規格(種類, 強度等)が明確に示されていない。
設計図書に示された施工条件と工事現場が一致しない (工事請負契約書第18条)	○ 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。 ○ 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合。 ○ 設計図書に明示された交通整理員の人員構成が規制図と一致しない。
請負者の責によらない事由による工事の一時中止 (工事請負契約書第20条)	<p>◆ <b>工事用地等の確保ができない場合</b></p> <p>○ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。</p> <p>◆ <b>自然的もしくは人為的な事象により工事を施工できない場合</b></p> <p>○ 地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた場合。 ○ 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合。</p>

### 4 設計図書の照査の範囲

設計図書の照査の範囲	<p><b>設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認</b></p> <p>① 数量計算書と設計書の内容の整合確認。 ② 構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。 ③ 設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうかの確認。</p> <p><b>設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認</b></p> <p>① 設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうかの確認。 ② 縦横断面図の地盤線と現地地盤線の確認及びその修正等。 ③ 当初横断面図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその修正等。 ④ 埋設物、支障物件等の現地確認。</p>
	<p><b>新たに設計図の作成が必要なもの</b></p> <p>① 現地測量の結果、縦横断面計画等を新たに作成する必要があるもの。 ② 維持修繕等の工事で、標準断面で発注し、工事において測量から設計まで行なうもの。</p> <p><b>構造計算等が伴うもの</b></p> <p>① 構造物の応力計算を伴う照査（ただし、二次製品を用いた工法を承諾で用いる場合等は除く）。 ② 構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要） ③ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要） ④ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。 ⑤ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算。</p> <p><b>その他</b></p> <p>① 設計内容の確認、見直しの目的のために測量・地質調査を行うもの。（品質管理のための調査は含まない）</p>
「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	

### 5 指定・任意の正しい運用

#### (1) 指定・任意の基本的な考え方（工事請負契約書第1条第3項）

- ◇ 「施工方法等」（仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段）については、請負者がその責任において定める「任意」が原則。
- ◇ 「施工方法等」を指定する必要がある場合は、設計図書にその内容を明示「指定」する。

#### (2) 設計変更の留意点

- ◇ 「任意」については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ◇ ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更の対象とする。

**工事請負契約における  
設計変更ガイドライン  
(案)**

**平成21年8月**

**宮城県 土木部**



## 1 ガイドラインの目的

宮城県土木部は、県民の生活や経済活動の基盤となる道路、河川、港湾、下水道、公園などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年、数多くの工事を実施しています。地形、地質、天候などの自然条件や市街部においては騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件の中でこれらの工事を完成させるため、必要な調査、検討を実施し精査した上で、工事発注を行っていますが、それでもなお、予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

本ガイドラインは、工事請負契約書等を踏まえ、宮城県土木部が発注する土木工事において、設計変更を行う際の発注者及び請負者双方の留意点や設計変更を行う事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と請負者が相互に設計変更の正しいルールを理解しておくことで設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的としています。

なお、本ガイドラインは今後においても、関係者と調整し、必要事項については訂正・追加していくこととしております。

## 2 設計変更の基本事項

(1) 下記の場合は原則として設計変更はできません（ただし、災害時等緊急の場合はこの限りではない場合があります【契約書第26条（臨機の措置）】）。

- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ③ 「承諾」で施工した場合
- ④ 工事請負契約書・共通仕様書（土木工事編Ⅰ及びⅡ）に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条～24条、共通仕様書1-1-13～1-1-15）
- ⑤ 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

(2) 下記のような場合においては、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能です。

### 工事請負契約書第18条に該当

- 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合  
例) 条件明示する必要があるにも係わらず土質に関する条件明示がない。  
例) 図面に設計寸法の明示がない。等
- 設計図書の表示が明確でない場合  
例) 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確。  
例) 図面と工事数量総括表の記載事項が合致しない。  
例) 使用する材料の規格（種類、強度等）が不明確。等
- 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。  
例) 設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。等

### 工事請負契約書第19条に該当

- 発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合。

### 工事請負契約書第20条に該当

- 請負者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により、請負者が工事を施工出来ないと認められる場合。  
例) 関係機関協議が未了等により工事に着手できない。  
例) 掘削中に予見出来ない埋設物が発見された。等
- 発注者が、工事の一時中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一部中止する場合。

### その他

- 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。（共通仕様書（土木工事編Ⅰ）1-1-3第2項の「設計図書の照査」は応力計算まで求めるものではありません）  
例) 構造物の位置・高さ・延長等が変更となり構造計算の再計算が必要。等

### (3) 変更の指示・設計変更にあたっての留意事項

#### ◆ 発注者の留意事項

請負工事の施工は設計図書に従い行われるため、発注者は、請負者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、変更の必要がある場合は請負者に対して書面により指示を行わなければなりません。

#### 適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません

- 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行う（契約書第1条第5項）。
- 請負人から設計図書についての確認の請求があった場合は、請負人の立会いの上、調査を行う（契約書第18条第2項）。
- 設計変更後の請負金額や工期は、請負人と協議の上、決定する（契約書第23条、第24条）。

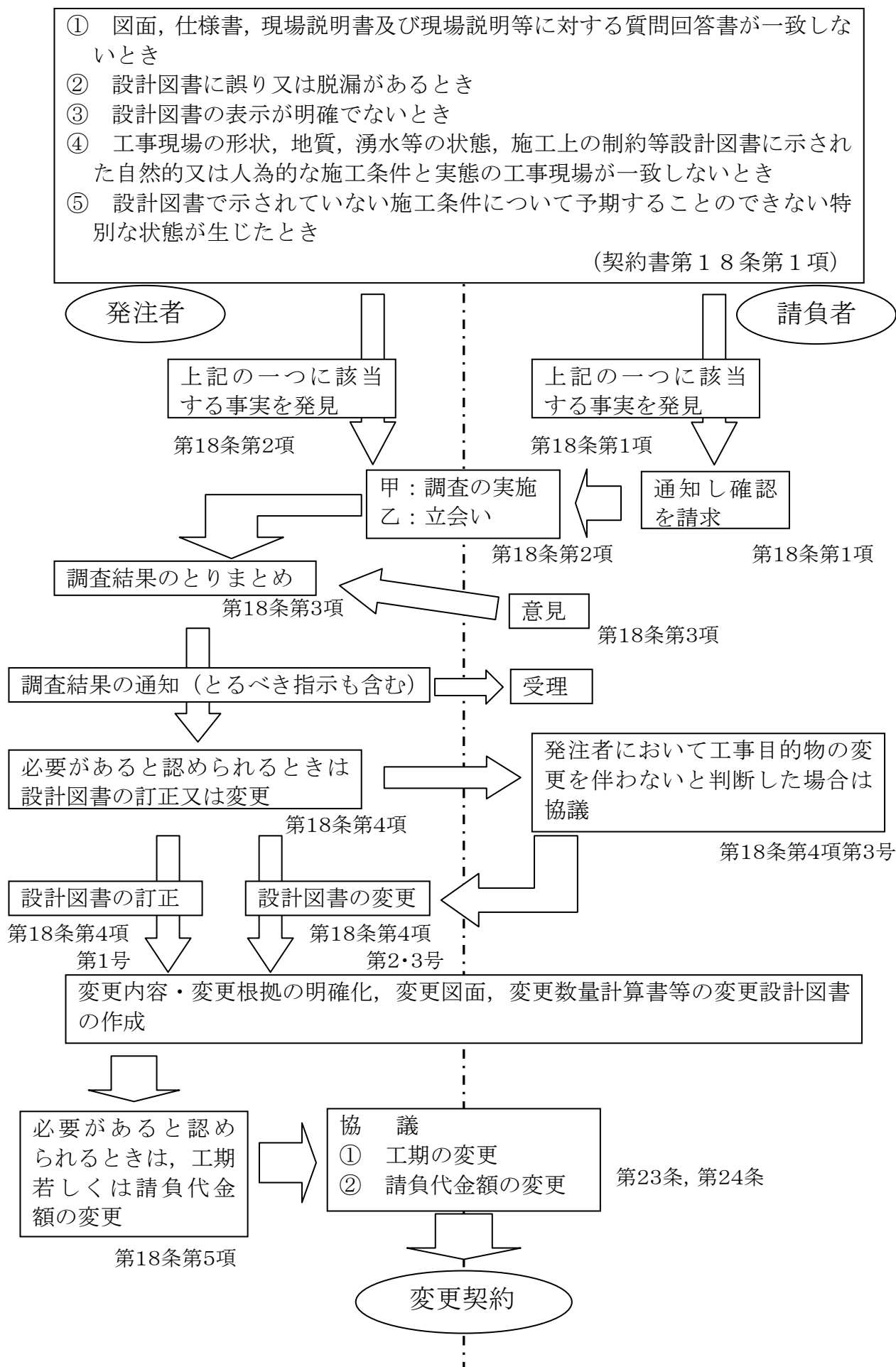
#### ◆ 請負者の留意事項

請負者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があり、そのため工事の施工にあたって発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要があります。

#### 適切に工事を施工するため、請負人は次の事項に留意しなければなりません。

- 設計図書と工事現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに発注者に通知する（契約書第18条第1項）。
- 数量・仕様等の設計図書の変更が必要な場合は、その旨、発注者と協議を行い、発注者の書面による指示に従い施工する（独自の判断で施工しない）。

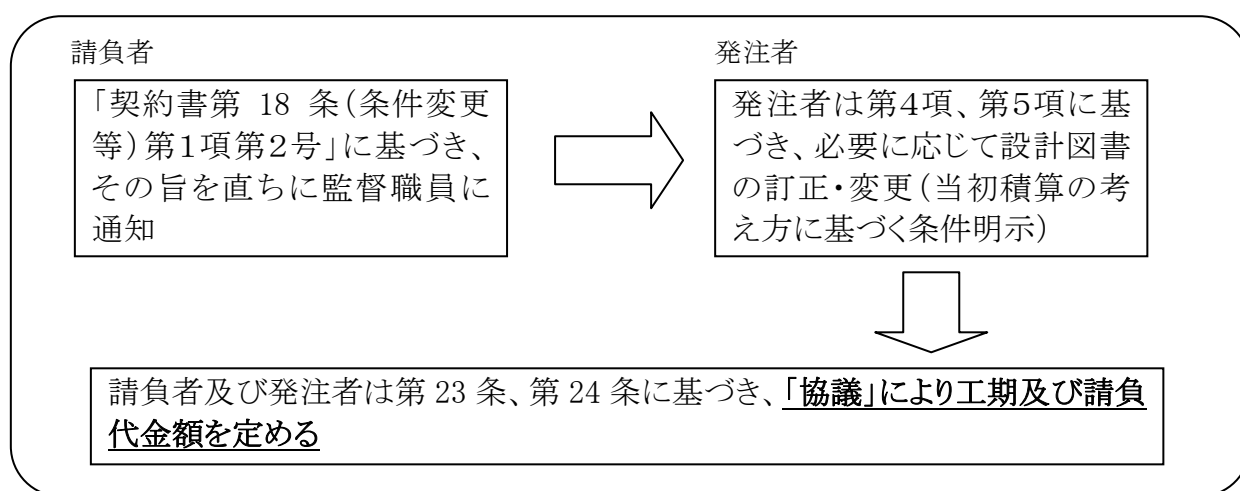
### 3 設計変更手続きフロー



## 4 設計変更の具体例

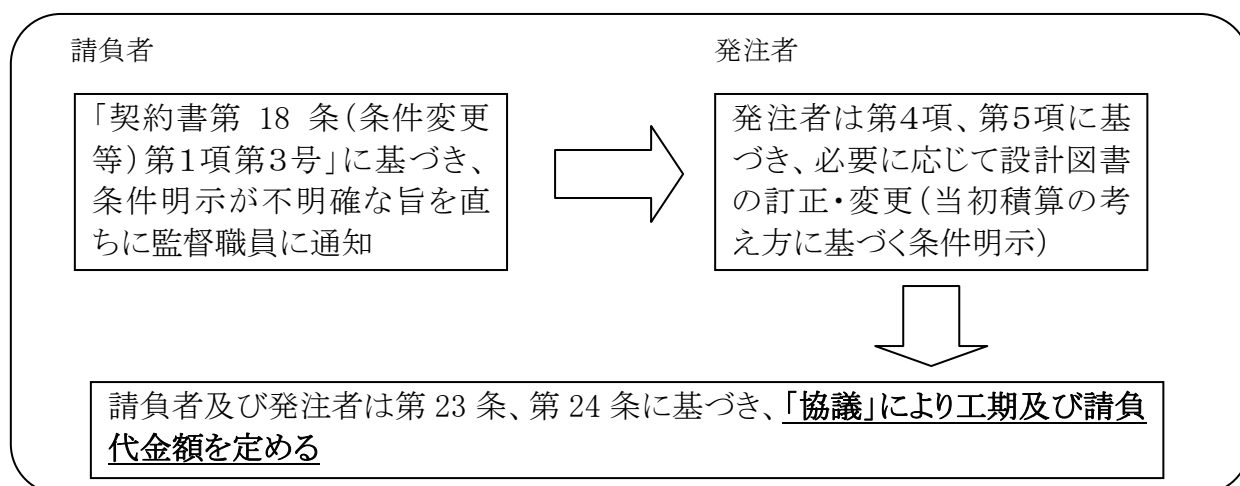
### (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き（契約書第18条第1項第2号） 具体例

- ① 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- ② 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ③ 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合



### (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き（契約書第18条第1項第3号） 具体例

- ① 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- ② 使用する材料の規格(種類, 強度等)が明確に示されていない場合



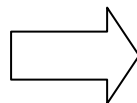
**(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き（契約書第 18 条第 1 項第 4 号）**

**具体例**

- ① 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- ② 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ③ 設計図書に明示された交通整理員の人員構成が規制図と一致しない場合
- ④ 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない場合

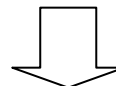
請負者

「契約書第 18 条(条件変更等)第1項第4号」に基づき、条件明示(当初積算の考え)と現地条件が一致しないことを直ちに監督職員に通知



発注者

調査の結果、その事実が確認された場合は第4項、第5項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更



請負者及び発注者は第 23 条、第 24 条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める

#### (4) 工事中止の場合の手続き（契約書第 20 条第 1 項）

請負者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合の手続き

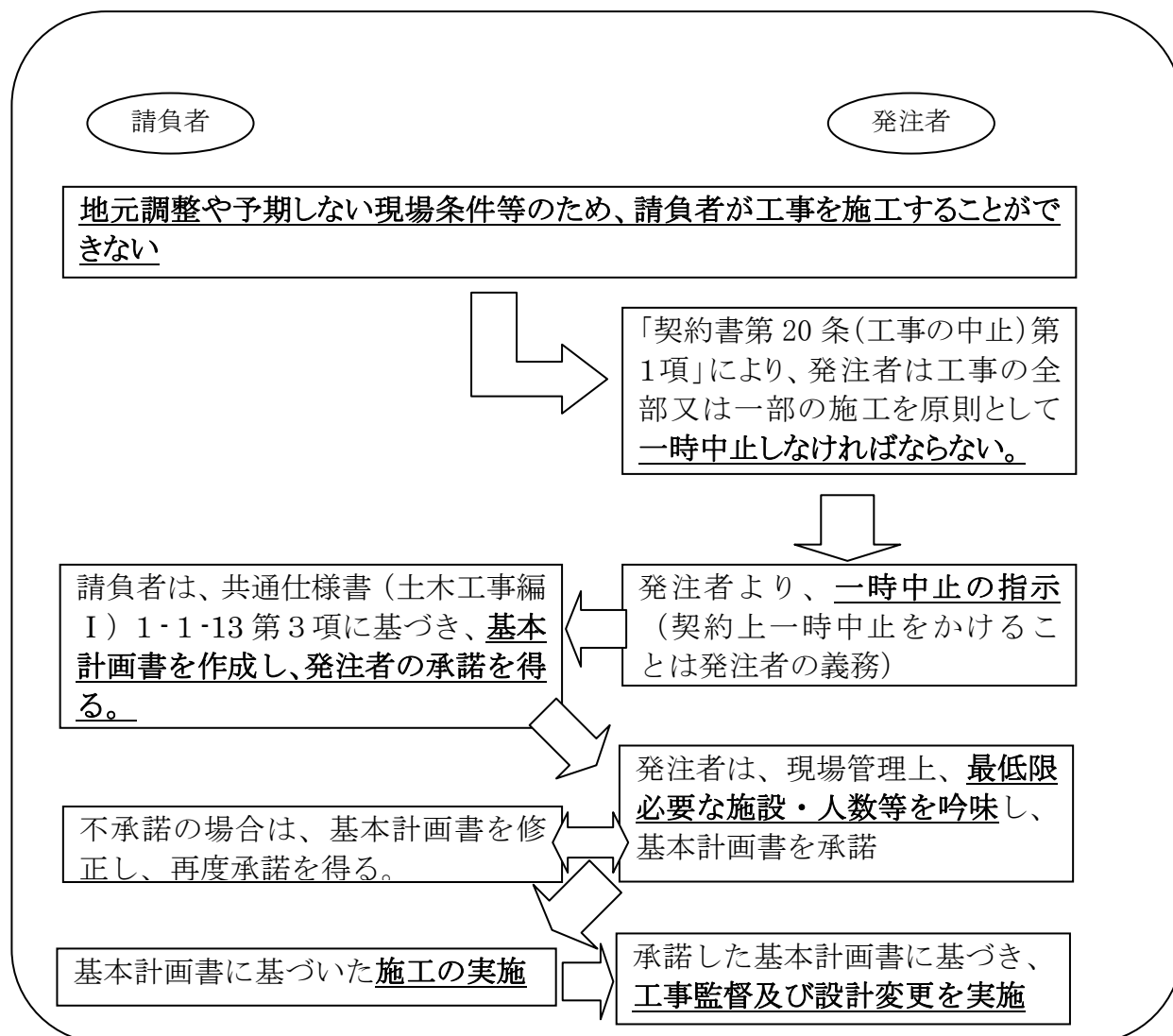
#### 具体例

##### ◆ 工事用地等の確保ができない場合

- ① 発注者の義務である工事用地等の確保が行われておらず施工が出来ない場合
- ② 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ③ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる場合

##### ◆ 自然的もしくは人為的な事象により工事を施工できない場合

- ① 地中障害物・埋設物の調査及び処理を行う必要が生じた場合
- ② 埋蔵文化財の調査及び処理を行う必要が生じた場合
- ③ 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合
- ④ 豪雨、地震、火災等により地形等の物理的な変動があった場合



## 5 関連事項

### (1) 「設計図書の照査」の範囲

- ◆ 請負者が行なうべき「設計図書の照査」の範囲としては、以下のものがあげられます。

#### 設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認

- ① 数量計算書と設計書の内容の整合確認。
- ② 構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。
- ③ 設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうかの確認。

#### 設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認

- ① 設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうかの確認。
- ② 縦横断図の地盤線と現地盤線の確認及びその修正等。
- ③ 当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその修正等。
- ④ 埋設物、支障物件等の現地確認。

### (2) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

- ◆ 「設計図書の照査」の範囲をこえる行為としては、以下のものなどが想定され、このような場合は、発注者がその費用を負担します。

#### 新たに設計図の作成が必要なもの

- ① 現地測量の結果、縦横断計画等を新たに作成する必要があるもの。
- ② 維持修繕等の工事で、標準断面で発注し、工事において測量から設計まで行なうもの。

#### 構造計算等が伴うもの

- ① 構造物の応力計算を伴う照査（ただし、二次製品を用いた工法を承諾で用いる場合等は除く）。
- ② 構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要）
- ③ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要）
- ④ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑤ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算

#### その他

- ① 設計内容の確認、見直しの目的のために測量・地質調査を行うもの。（品質管理のための調査は含まない）



### (3) 指定・任意の正しい運用

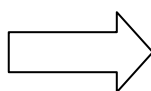
指定・任意については、工事請負契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要があります。

- 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行うこととなります。
- 任意については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としません。
- ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できます。

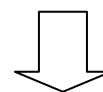
#### 指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定します(契約条件として位置づけます)	施工方法等について具体的には指定していません(契約条件ではないですが、参考図として標準工法を示すことがあります)
施工方法の変更	発注者の指示または承諾が必要です	請負者の任意です(施工計画書の提出、修正等は必要です)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行ないます	行いません
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行ないます	行ないます

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。

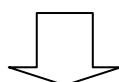


任意については、請負者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。(変更の対象としない)



発注者（監督者）は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。  
 ※任意における下記のような対応は不適切

- ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応。
- 標準歩掛かりではバックホで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- 新技術の活用について請負者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できます。

## 6 その他

### (1) 工事請負契約書抜粋

#### 工事請負契約書第1条（総則）

3. 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
5. この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行なわなければならない。

#### 工事請負契約書第9条（監督職員）

2. 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)
  - (4) 設計図書の軽微な変更に係る指示又は協議

#### 工事請負契約書第18条（条件変更等）

1. 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。
  - (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
  - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
  - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
  - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
  - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。
3. 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4. 前項の規定により取りまとめた調査の結果において第1項の事実が確認された場合で、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、甲が行う。
  - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、甲が行う。
  - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、甲乙協議して甲が行う。
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### **工事請負契約書第19条（設計図書の変更）**

甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2. 前項の規定により設計図書を変更したときは、遅滞無く変更契約を締結しなければならない。ただし、軽微な変更にあつては、工期の末日又は会計年度の末日までに変更契約を締結するものとする。

#### **工事請負契約書第20条（工事の中止）**

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責に帰すことがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2. 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止内容を乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一部中止させることができる。
3. 甲は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**工事請負契約書第 2 1 条（乙の請求による工期の変更）**

乙は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができる。

**工事請負契約書第 2 2 条（甲の請求による工期の短縮等）**

甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を乙に請求することができる。

2. 甲は、この契約書の条項により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
3. 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**工事請負契約書第 2 3 条（工期の変更方法）**

工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2. 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工期の変更事由が生じた日(第 21 条の場合にあっては、甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が工期変更の請求を受けた日) から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

**工事請負契約書第 2 4 条（請負代金額の変更方法等）**

請負代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 1 4 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2. 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
3. この契約書の条項により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

**工事請負契約書第 2 6 条（臨機の措置）**

乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2. 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3. 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
4. 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

## (2) 共通仕様書抜粋

### 第1編 共通編

#### 第1章 総則 第1節 総則

##### 1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等については、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

### 第3編 土木工事共通編

#### 第1章 総則 第1節 総則

##### 1-1-6 数量の算出

1. 請負者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
2. 請負者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

#### 第2章 一般施工

##### 第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。※下記基準省略

### (3) 土木工事標準積算基準書 共通仮設費抜粋

#### 準備費の積算

準備費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分

- (1) 準備及び跡片付けに要する費用
- (2) 調査・測量、丁張等に要する費用
  - (イ) 工事着手前の基準測量等の費用
  - (ロ) 縦・横断面図の照査等の費用
  - (ハ) 用地幅杭等の仮移設等の費用
- (3) 伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用

#### 技術管理費の積算

技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分

- (1) 品質管理のための試験等に要する費用
- (2) 出来形管理のための測量等に要する費用・出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用
- (3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用

### (4) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながるようになります。

#### 入札前

- ① 入札者等は、この心得、配布された仕様書、図面又は閲覧に供した仕様書、図面、契約書案及び添付書類等（以下「設計図書等」という。）を熟覧の上、入札しなければならない。（入札参加心得 第5第1項）
- ② 入札者等は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告等に定めるところにより質問をすることができる。（入札参加心得 第5第2項）

#### 契約後

- ① 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。
- ② また、請負者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。（共通仕様書1-1-3 設計図書の照査等）

## 宮城県土木部発注建設工事における三者会議の試行要領

### (目的)

第1 この要領は、宮城県土木部が発注する建設工事において、設計の意図や施工上の留意点を施工者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する三者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2 業務委託による設計成果を有する工事で、以下に該当する工事を対象とする。

- (1) 重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、樋門等）
- (2) 上記以外の工事で、発注者が必要と認める工事

### (会議の構成員)

第3 三者会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 発注者：監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）、または総括監督員が指名した者
- (2) 施工者：現場代理人、主任技術者、監理技術者
- (3) 設計者：当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施したコンサルタントの管理技術者、担当技術者、または設計・施工条件等を説明できる者。

### (三者会議の協議の対象とする事項)

第4 三者会議の協議の対象とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 建設工事請負契約書第18条（条件変更等）に関する事項
- (3) 土木工事共通仕様書1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項
- (4) その他、設計・施工に関する事項

### (当該工事の特記仕様書への明示)

第5 発注者は、対象とする工事について、特記仕様書によって三者会議の開催を明示する。

### (設計者への三者会議の開催に係る工事情報の提供)

第6 発注者は、当該工事に関係する設計者に対し、三者会議の対象とすること及び工事発注時期等の情報を提供するものとする。

### (施工者の対応)

第7 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して施工計画書（案）を作成するとともに、施工にあたっての疑問点、確認する事項等を整理して、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督員に報告するものとする。

### (三者会議の実施)

第8 三者会議は、以下により実施することとする。

#### (1) 開催時期

三者会議は工事着手前の施工計画書の提出前に開催するものとする。

なお、施工条件の変化等の問題が発生した場合には、三者の協議により複数回開催することができることとする。

(2) 三者会議の開催

- ① 発注者は、開催時期を調整したうえで、開催日・場所等を会議出席者へ通知するものとする。
- ② 発注者は、施工者から報告を受けた照査結果や疑問点等について、内容を確認し、設計成果に関するものは事前に設計者にその内容を伝えるものとする。
- ③ 設計者は、当該工事に係る詳細設計報告書等により設計意図や施工上の留意点を説明するとともに設計成果に関する質問に回答するものとする。
- ④ 発注者は三者会議での協議確認事項をまとめ、関係者相互の確認を受けるものとする。

**(設計変更の対応)**

第9 三者会議で確認された事項で、設計変更を要するものについては、発注者、施工者及び設計者の三者においてその責任範囲を明確にするものとする。

**(設計者との契約等)**

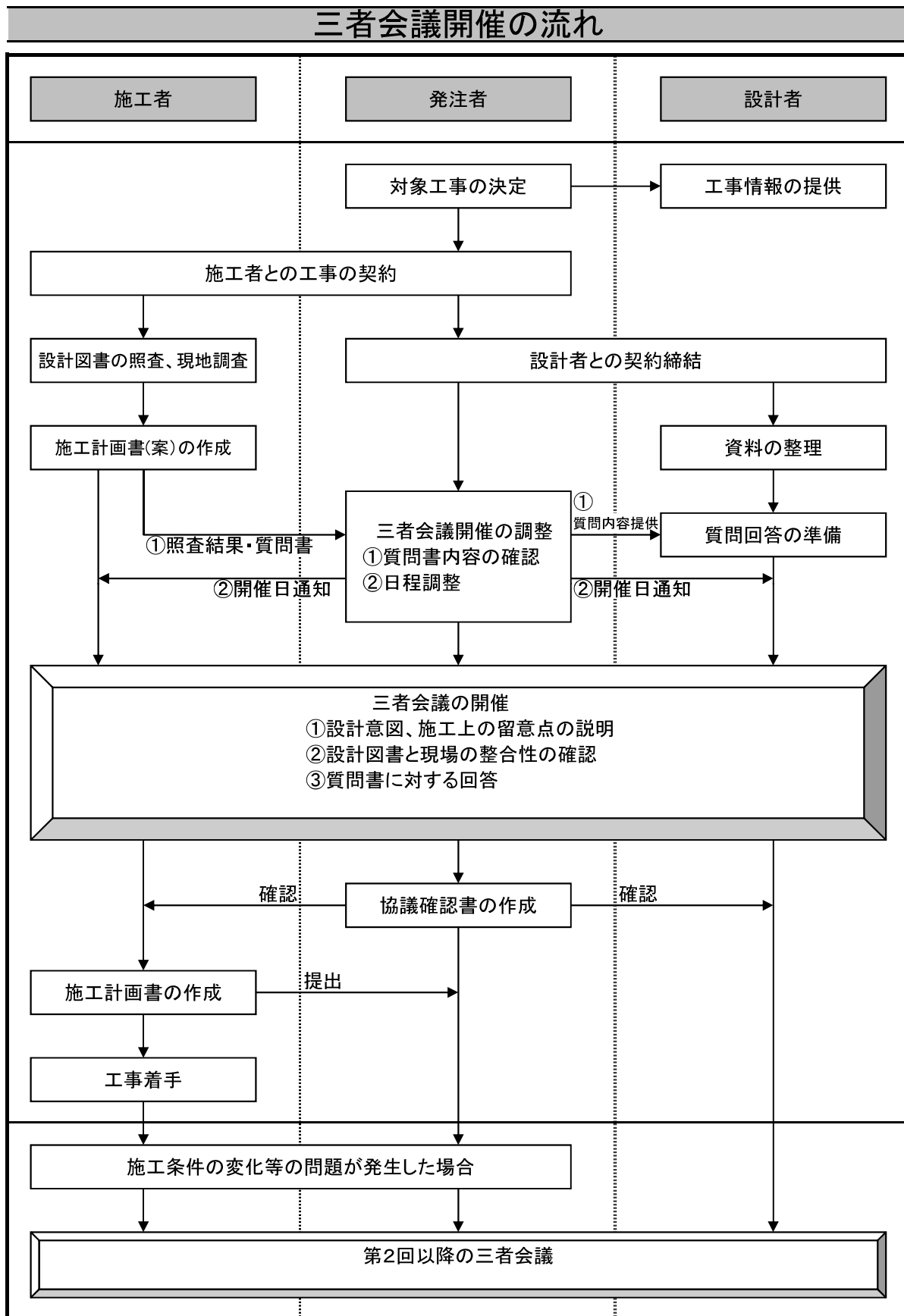
第10 発注者は、三者会議に参加する設計者と委託契約を締結するものとする。  
なお、三者会議に使用する資料等は設計者又は施工者が用意するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。



## 別紙1



## 現場代理人・監督員システムの運用について

### 1 現場代理人・監督員支援システムとは

土木部発注工事の現場において発生若しくは発生が予想される諸問題を、発注者と受注者との間で速やかに共有し、迅速に解決を図ることにより円滑な工事執行を目指すシステムです。

### 2 本システムの概要

- (1) 現場代理人は、現場で発生する諸事案の解決のため「工事相談票」(様式第1号)を現場代理人の判断で発注者に提出することができます。
- (2) 発注者(主任監督員及び監督員)は、「工事相談票」を受理した場合、速やかにその内容を確認し、必要に応じて総括監督員と協議の上、相談内容に関し「迅速な対応」を組織的に実施します。
- (3) 受注者(現場代理人)は、発注者の対応(回答、回答日の予告、打合せ実施、ほか)後は工事打合せ簿等により工事書類として整理し発注者に提出してください。

### 3 「迅速な対応」

「迅速な対応」とは、相談内容に関して下記に掲げる何らかの対応を主任監督員及び監督員が協力して出来る限り即日中に実施することをいいます。ただし、主任監督員若しくは監督員が不在の場合等は、即日対応ではなく、出来る限り速やかに対応することとします。

即回答	相談内容に関し、即回答できるもの。
回答日の予告	相談内容に関し、回答日の予告ができるもの。
その他	打ち合わせ等実施の連絡。判断する上で資料等の不足がある場合は資料提出の指示等を求める場合があります。

### 4 「工事相談票」で相談できる内容の具体例

- (1) 問題を未然に防ぐため先手管理として確認すべき事案
  - ・現地調査後、全ての監督職員に早期に周知しておきたい場合
  - ・回答が遅れる事により致命的な工程のロスの発生が想定される場合
  - ・その他の場合
- (2) 工事打合せ簿の提出の有無に関わらず、早急に発注者の判断を得たい事案
  - ・地元住民や地権者との関係(トラブル等)
  - ・工事の進捗に支障をきたす設計図書と現場の食い違い
  - ・新たな支障物件等の発生
  - ・関係機関との協議事項等の進捗状況
  - ・大幅な変更(工法、工事区域、工種等)が想定される事案の発生
  - ・設計(地質、安定計算等)と異なるための構造計算等の確認等
  - ・地形、既設構造物とのすりつけ
  - ・その他
- (3) 監督員の口頭による指示内容の確認
  - ・使用材料等の変更の口頭指示
  - ・工事数量・範囲等の変更の口頭指示
  - ・関係者との協議の成立日時に関する口頭回答等
  - ・その他

### 5 「工事相談票」記載方法及び提出方法

- (1) 記載方法

記入例（様式第1号）を参考にして、必要事項を記入してください。

(2) 提出方法

電子メールまたは持参により、基本的に主任監督員、監督員双方に提出してください。

① 電子メールの場合

既に通知されている主任監督員及び監督員双方のメールアドレスに同時に送信してください。

② F A Xの場合

既に通知されているF A X番号に送信してください。

③ 持参の場合

主任監督員に提出してください。

## 6 その他

現場代理人・監督員システムに関してご不明な点などがございましたら、事業管理課工事管理班まで、ご連絡ください。

様式第1号

# 工事相談票

提出年月日：平成 年 月 日

土木事務所又は地域事務所

班

主任監督員 } 殿  
監督員 }

請負者名：\_\_\_\_\_

現場代理人氏名：\_\_\_\_\_

工事番号：\_\_\_\_\_号

工事名：\_\_\_\_\_工事

## ◆相談内容

件名	
内容	

上記書類の提出年月日※：\_\_\_\_\_

進捗率※： \_\_\_\_\_ % (実施) \_\_\_\_\_ % (計画)

## 記入・処理方法

現場代理人

- 1: 工程に支障を来す若しくは来すことが予想される事案が発生した場合について、必要事項と相談内容を記入し、発注者に提出する。
- 2: 提出は、電子メール(主任監督員・監督員双方へ提出)、FAX、持参による。
- 3: ※は、必要に応じて、記入するものとする。

----- 発注者記入欄 -----

## ◆対応状況

対応日	平成 年 月 日 ( 午前・午後 )				
対応結果の連絡日	平成 年 月 日 ( 午前・午後 )				
連絡方法	電話・電子メール・FAX				
対応状況	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">1 即日回答</td> <td rowspan="3" style="width: 70%;">(内容)</td> </tr> <tr> <td>2 回答期日の予告</td> </tr> <tr> <td>3 その他</td> </tr> </table>	1 即日回答	(内容)	2 回答期日の予告	3 その他
1 即日回答	(内容)				
2 回答期日の予告					
3 その他					

監督員及び主任監督員

- 1: 相談内容を速やかに確認後迅速に対応し、その結果を現場代理人に連絡する。
- 2: 連絡は、電話、電子メール、FAX等による。
- 3: 連絡後は対応状況を記入し、主任監督員(必要に応じて総括監督員)の確認印をもらう。
- 4: 後日正式に工事書類(工事打合簿等)の処理の際に本票を添付して決裁を受ける。

総括監督員	主任監督員	監督員

現場代理人の皆さん

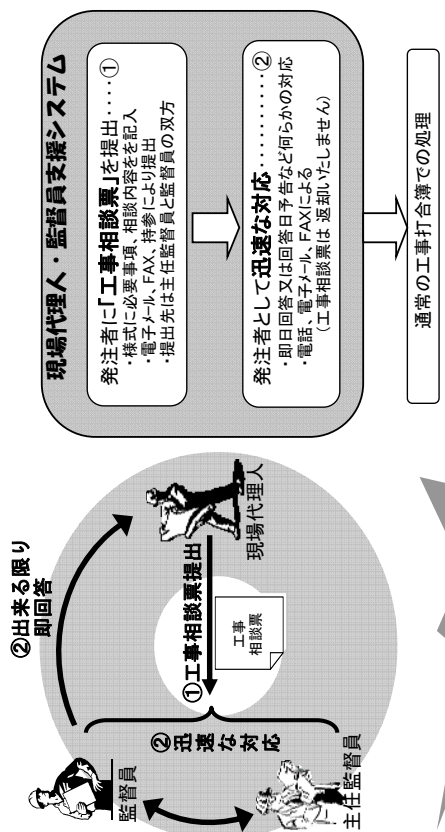
困ったときは、

- ◇ 工程に支障が出てしまう時
- ◇ 急いで発注者の判断が欲しい時など

即相談!



従来の工事打合せ簿の提出とは別に、工事現場に関して困ったときは「工事相談票」を発注者に提出することができます。ただし、「工事相談票」は工事書類ではないので、後日正式に工事打合せ簿等による処理が必要です。



現場を待たせるな!!

土木部では、発注工事に関する判断・回答・指示に要する時間の短縮を図るワンデーレスポンスに向けた取り組みとして、

「現場代理人・監督員支援システム」

を運用しています。

- ×土木事務所 ○○○○班 TEL ○×××-○×○× FAX ○×××-○×○×
- 主任監督員：班長 ○× ○○ E-mail ○○○○@○○○○○
- 監督員：技師 ○× ○○ E-mail ○○○○@○○○○○

工程に支障が出てしまう時、急いで発注者の判断が欲しい時とは、

- (イ) 問題を未然に防ぐため先手管理として確認すべき事案
  - ・現地調査後、全ての監督職員に早期に周知しておきたい場合
  - ・回答が遅れる事により致命的な工程のロスが発生が想定される場合
  - ・その他の場合
- (ロ) 工事打合せ簿の提出の有無に関わらず、早急に発注者の判断を得たい事案
  - ・地主氏や地権者との関係(トラブル等)
  - ・工事の進捗に支障をきたす設計図書と現場の食い違い
  - ・新たな支障物件等の発生
  - ・関係機関との協議事項等の進捗状況
  - ・大幅な変更(工法、工事区域、工種等)が想定される事案の発生
  - ・設計(地質、安定計算等)と異なるための構造計算等の確認等
  - ・地形、既設構造物とのすりつけ等
  - ・その他
- (ハ) 監督員の口頭による指示内容の確認
  - ・使用材料等の変更の口頭指示
  - ・工事数量・範囲等の変更の口頭指示
  - ・関係者との協議の成立日時に関する口頭回答等
  - ・その他

様式第1号

### 工事相談票

提出年月日：平成●●年××月××日

提出先：○× 土木事務所  
 ●× 建設 班  
 主任 監督員 } 職

請負者名：○×○×建設株式会社  
 現場代理人氏名：○× ○×○

工事番号：平成○×年度●○×-●×●  
 工事名：○×道路改良工事

◆相談内容

件名	支障物件の移設
内容	○×地内の支障物件(口以、△△△)のため、当初予定の施工が困難となる予定です。移設が要する場合は、施工箇所や工種の転移等を検討したため、占有者と調整し、早急に移設時期を確定していただきたい。 打合せ簿等を提出している場合は、提出年月日を記入してください(その他は必要ありません)。 27%(実施) 32%(計画)

上記事項の提出年月日：平成○×年○×月○×日  
 進捗率：27%(実施) 32%(計画)

記入・処理方法

1. 工種に支障を発生し、発注者へ提出する場合は、必要事項と相談内容を記入し、発注者に提出する。  
 2. 提出は、電子メール(主任監督員、監督員双方へ提出)、FAX、持参による。  
 3. ※は、必要に応じて、記入するものとする。

現場代理人・監督員支援システム(「工事相談票」)に関する詳しい内容及び「工事相談票」の様式は、宮城県事業管理ホームページ「ワンデーレスポンス」へ向けた取り組みについて(<http://www.pref.miyagi.lip/ligvokanri/kaizen/>)をご覧ください。